

R8.7/9\_販路開拓支援説明会\_Q&A

|   | 質問内容                                                  | 回答                                                                                                     |
|---|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 現在ファッションアイテムを販売しており、これから衣装ブランドとしてデビューする場合も、応募可能でしょうか？ | 募集要項に定める応募資格を満たし、自身のブランドを継続的に企画・販売している方であればご応募いただけます。                                                  |
| 2 | お世話になっております。今年の4月開業のため貸借対照表などがありません。審査に影響しますでしょうか？    | 応募は可能です。貸借対照表がないことのみをもって判断されるものではなく、デザイン力や事業計画なども含めて総合的に審査します。提出が難しい書類がある場合は、提出可能な書類をご提出ください。          |
| 3 | 書類に不備があった場合は、再度提出は出来ますでしょうか？                          | 再提出は可能です。申込書類に不備や疑義がある場合は、事務局から修正や追加提出をお願いすることがあります。そのため、余裕をもってご提出いただくことをお勧めします。                       |
| 4 | デザイナーは都内在中ですが、ブランドを運営している会社は関西になります。その場合の応募資格はありますか？  | 販路開拓支援の応募資格は、都内に登記がある中小企業（支店登記を含む）又は都内税務署へ開業届を提出している個人事業主が対象です。個別事情によって判断が異なる場合がありますので、詳細は事務局へご相談ください。 |
| 5 | ルックブックを製作しておらず、過去2シーズン分のポートフォリオでも可能でしょうか？             | 事業開始間もないブランドでシーズン数が少ない場合などは、現在お持ちの資料をご提出ください。提出資料の詳細については事務局へご相談ください。                                  |
| 6 | 応募必要書類（申込書等）に手を加える（グラフィックを入れる等）は可能でしょうか？              | 様式が指定されている書類については、所定の様式に沿って作成してください。                                                                   |